議会だより

第4回定例会

給与関係条例を改正

一時金に最高15％の役職加算新設

平成二年第四回定例会が十二月十七日から二十一日までの会期五日間で開かれました。

本定例会には、専決処分の承認一件、職員給与改定をはじめとする条例改正五件、補正予算四件、損害賠償の額の決定一件、人事案件一件、規約変更二件、議員発議による決議・意見書四件の計十八件が審議されました。

議案の内容と審議の結果は左記のとおりです。

◎専決処分の承認を求めることについて「一般会計補正予算（第六号）」

十二月九日執行された参議院新潟県選出議員補欠選挙の執行経費一二九万円を追加し予算総額を十四億四二七九万一千円とするものです。

（原案承認・全会一致）

◎新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

両一部事務組合を組織する柿崎町・吉川町清掃施設組合が平成三年三月三十一日をもって解散し、四月一日から上越環境施設組合に加入するため規約の一部変更をするものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村職員の休日・休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員給与が平成二年四月一日にさかのぼり平均三・六七％の引き上げがなされたことに伴い、国家公務員に準じた改正がなされたものです。

主な内容は期末手当の年間支給率を〇・二五月分引き上げるとともに期末・勤勉手当について職務に応じ五～十五％の加算をするものです。

また平成三年四月から給料表を一般職は現行七級制を八級制に、技能職は現行四級制を五級制にそれぞれ改正するものです。

併せて通勤途中の災害について、公務上の災害と同様に取り扱うこととするものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村教育長の給与・勤務時間そのほか勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

月潟村職員の給与条例の改正に伴い、議員、三役、教育長の期末手当を平成二年四月一日にさかのぼり年間支給率を〇・二五月分引き上げるとともに十五％の役職加算をするものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度一般会計補正予算（第七号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ四、三四一万一千円を追加し、総額を十四億八、六二〇万二千円とするものです。

歳入の主なものは、村税で一、五六四万円、地方譲与税五六〇万円、普通交付税六二〇万三千円、国庫支出金七五万七千円、県支出金一、三七〇万円、寄附金一三二万九千円それぞれ増額し、村債を三〇〇万円減額しております。

歳出では給与改定等の人件費二、〇〇六万一千円、農業構造改善事業育苗施設補助金一、七三六万円、新春懇談会・表彰式賄費一二三万七千円、防災無線戸別受信機一一一万三千円、二月五日に予定している農村環境改善センター竣工式賄費三〇〇万円、道路除雪費三五〇万円、学校などの施設除雪費一三四万七千円などを増額する一方、中学校用地盛土工事費五五六万六千円、機能訓練者送迎車一三一万八千円など不用額を減額するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ七四万三千円を追加し、総額を二億一、六四九万九千円とするもので、給与改定分六四万五千円、レセプト点検事業九万八千円となっています。

また退職者医療給付費四〇〇万円を同高額療養費にふりかえをするものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度老人保健特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ二、三九四万三千円を減額し、総額を二億四、一三五万六千円とするものです。

医療給付費の実績が、例年に比べかなり低く推移しているため二、四〇〇万円を減額するとともに医療費審査委託料五万七千円を増額するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度簡易水道特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

歳入歳出にそれぞれ九七万五千円を追加し、総額を七、七七七万五千円とするものです。

給与改定分六四万一千円、暫定水利権申請及び事業認可申請に伴う臨時職員賃金三二万四千円などとなっています。

（原案可決・全会一致）

◎損害賠償の額を定めることについて

昭和六十三年八月、公用車による人身事故について、被害者に対する村の損害賠償の額を確定するものです。

（原案可決・全会一致）

◎固定資産評価審査委員会委員の選任について

現委員の棚橋九右衛門氏、登石善八氏の任期が満了するので、引き続き両氏を委員に選任するため議会の同意を求めるものです。

（同　意・全会一致）

◎発議第九号　北方領土の早期返還に関する要望決議（案）の提出について

発議者　深沢　幸雄議員
賛成者　神保　善二議員
（原案可決・全会一致）

◎発議第十号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）の提出について

発議者　高木　久平議員
賛成者　山崎辰一郎議員
（原案可決・全会一致）

◎発議第十一号　生徒急減期における私学発展のために、私学助成の抜本的増強を求める意見書（案）の提出について

発議者　堀　波夫議員
賛成者　和平　晃議員
（原案可決・全会一致）

◎発議第十二号　「公害防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律」の十年間の期間適用に関する意見書（案）の提出について

発議者　白倉　隆議員
賛成者　野沢　勝正議員
（原案可決・全会一致）

今年は未年

平成三年は未年です。羊は、「おとなしい」「柔順」「群れになる」などのイメージがありますが、何よりもわたしたちが実感できるのは、ウールのセーターや皮製品の肌ざわりと温かさです。

羊は紀元前六千年ごろ、家畜化されたといわれています。馬が家畜化されたのが、紀元前三千～四千年ごろですから、羊と人間の付き合いは、かなり長いことになります。

日本には、羊にまつわる諺があまり多くありません。

すぐに思いつくところでは、「羊の皮を着た狼」「羊頭狗肉」くらいのものです。曲がりくねった山道を「羊腸」と表現しますが、これはちょっと古臭い感じがしますね。

では、なぜ羊に関する諺が少ないのでしょう。西暦五九九年、推古天皇の時代に、百済から二頭の羊が贈られたと、日本書紀に記されています。しかし、羊は乾燥した風土が好きなので、日本の気候に合わなかったのでしょう。あまり繁殖しなかったようです。そのため、欧米のように諺が多くないのだろうといわれています。

明治の初期、政府は緬羊の飼育振興を試みましたが失敗。その後、軍服などの製造のために、羊の飼育が奨励されました。また、戦後は農家の副業として、多いときは百万頭も飼育されていました。しかし、現在の飼育頭数は、北海道や東北などを中心に、三万七百頭ぐらいに過ぎません。最近では、全国各地で観光牧場などの整備が進み、子供たちが羊を見る機会は増えました。

羊毛は、天然繊維の人気上昇で、日本での需要が増えています。外国産が中心で、オーストラリアやニュージーランドなどから輸入しています。

さて、「一年の計は元旦にあり」といいます。今年の目標を決め、〝迷える羊〟にならないよう、スタートを切りたいものです。